



プレミアム付商品券 「下野市共通商品券」発売

商工会では、市民の皆様が市内の商工業者（商品券取扱店）で利用できる、お得なプレミアム付（10%割増）商品券を発行します。ぜひ、お買い求めください。

■日時

10月27日(日)午前10時～
(売り切れ次第終了)

■場所

- ・石橋商工会アイリスホール
- ・下野市商工会館玄関前
(旧国分寺商工会)
- ・南河内庁舎南側玄関前

■単位

千円券11枚入りを1万円で購入します。

■購入限度額

1人あたり5万円まで
(小学生以上の下野市民)

※商品券取扱店は、後日新聞折込でお知らせします。

■問い合わせ先

- 石橋商工会 ☎(53)0463
- 下野市商工会 ☎(44)0202
- 下野市商工会南河内支所 ☎(48)0059

個人事業税の納税について

平成24年中に個人で事業を営まれていた方に、個人事業税の第2期分の納付書を発送します。

■納期限

第2期分の納期限は、12月2日(月)です。最寄りの金融機関で納付してください。

■問い合わせ先

栃木県税務所
個人事業税担当
☎0282(23)3414

自衛隊記念日観閲式 実施に伴うお知らせ

10月27日(日)、自衛隊記念日観閲式を陸上自衛隊朝霞訓練場(埼玉県新座市)で実施することに伴い、9月下旬頃から訓練及び予行等を開始するため、航空機の飛行等により大きな音などが生じることがあります。

期間中の航空機の編隊飛行予定等については、陸上自衛隊東部方面隊のホームページでご確認いただけます。

周囲の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。
問い合わせ先
陸上自衛隊東部方面総監部
総務部地域連絡調整課
☎048(460)711
☐<http://www.mod.go.jp/gsd/ae/>

毎年10月は全国不正軽油撲滅強化月間です

不正軽油に関する情報をお寄せください。

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、軽油代替燃料として灯油や重油を混和する等して使用するものです。知事の承認を受けずに自動車の燃料として灯油や重油などを使用すると、罰則の適用

を受けることがあります。不正軽油に関わった者はすべて罰則の対象になります。

不正軽油に関する情報は、「不正軽油110番(☎0282(23)3862)」にお寄せください。

■問い合わせ先

栃木県税務所
軽油引取税調査担当

事業主の皆さん、個人住民税は特別徴収で納めましょう

■個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし納入していただく制度で、下野市では3,903の事業所で取り組んでいます。

■事業主(給与支払者)は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

■特別徴収に関するQ&A

- Q. 特別徴収はしなくてはいけないのですか？
- A. 所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の個人住民税を特別徴収することが法律(地方税法第321条の4及び市条例)により義務づけられています。
- Q. 特別徴収をするメリットはあるのですか？
- A. ①事業主(給与支払者)は、個人住民税の計算を市が行いますので、所得税のように事業主(給与支払者)が税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。
- ②従業員(納税義務者)は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納になったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収(年4回)に比べ1回あたりの納税額が少なくて済みます。

■問い合わせ先 税務課 ☎(40)5554